

資料番号	6
------	---

令和8年4月17日	技術企画課
課名 土木建築局建設産業課	技術管理担当監 西川
担当者 課長 田中	3857
内線 3820	

建設工事等の低入札価格調査制度の改正について

1 要旨・目的

第三次・担い手3法を踏まえ、労務費等の必要な経費が確保された適切な競争環境の整備のため、低入札価格調査制度の改正を行う。

2 現状・背景

第三次・担い手3法の全面施行に伴い、適切な労務費の確保・行き渡りの実現に向けた国の具体的な取組が令和7年12月からスタートした。

この中で、官積算をベースに適切な労務費等を確保する方針が示されており、県の入札契約制度においても、実効性を確保するための取組が求められている。

3 概要

(1) 見直しの内容

調査基準価格の算出方法を次のとおり見直す。(詳細は別紙のとおり)

改正前	改正後
入札価格の平均額から算出	全国標準モデル(※)を適用

※ 公共工事等の入札におけるダンピング防止のため、国の関係省庁等を構成員として国土交通省が設置した中央公共工事契約制度運用連絡協議会において策定された算定式(建設工事)及び国土交通省で採用している算定方式(業務)

(2) 対象者

建設事業者等

(3) 適用対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務

(4) スケジュール

6月以降に指名・公告する工事等から実施

(5) 予算(補助事業・単県)

—

4 その他(関連情報)

広島県の調達情報 HP 等周知 (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)

	改正前(～令和8年5月)	改正後(令和8年6月～)
建設工事	応札者数に応じて以下により算出した額 (設計金額の 85%～92%) 【応札者が 5 者以上】 入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ) 【応札者が 5 者未満】 入札価格の平均額×0.95	以下の合計額(設計金額の 75%～92%) ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費等×0.68
測量・建設 コンサルタント等業務	応札者数に応じて以下により算出した額 (設計金額の 85%～90%) 【応札者が 5 者以上】 入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ) 【応札者が 5 者未満】 入札価格の平均額×0.95	分野ごとに以下の合計額 【測量】 (設計金額の 60%～82%) ①直接測量費×1.00 ②測量調査費×1.00 ③諸経費×0.50 【建築】 (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②特別経費×1.00 ③技術料等経費×0.60 ④諸経費×0.60 【土木】 (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②直接経費×1.00 ③その他原価×0.90 ④一般管理費等×0.50 【地質】 (設計金額の 2/3～85%) ①直接調査費×1.00 ②間接調査費×0.90 ③解析等調査業務費×0.80 ④諸経費×0.50 【補償】 (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②直接経費×1.00 ③その他原価×0.90 ④一般管理費等×0.50

※ 広島県標準積算基準書等適用案件に限る。

※ 土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務は建設工事に準じるものとする。

※ 表中 () 内は調査基準価格の設定範囲を示す。

※ 測量・建設コンサルタント等業務の「その他分野」については設計金額の算出に適用した積算基準に基づく算定式とする。